

# 平成18年第2回臨時会会議録

平成18年 第2回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
5月26日	金	本 会 議	開会宣言、開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長提出議案の上程・議決 閉会宣言

## 平成18年 第2回菊池市議会臨時会会議録（目次）

5月26日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号.....	7
2. 本日の会議に付した事件.....	7
3. 出席議員氏名.....	8
4. 欠席議員氏名.....	10
5. 説明のため出席した者の職氏名.....	10
6. 事務局職員出席者.....	11
7. 開会.....	12
8. 諸般の報告.....	12
9. 開議.....	12
10. 日程第1 会議録署名議員の指名.....	12
11. 日程第2 会期の決定.....	12
12. 日程第3 議案第82号から議案第87号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決.....	13
休憩.....	13
開議.....	13
13. 日程第4 議案第88号上程・説明・質疑・討論・採決.....	23
14. 日程第5 議案第89号上程・説明・質疑・討論・採決.....	37
15. 日程第6 報告第3号報告.....	38
16. 閉会.....	40

5月26日（金曜日）

# 平成18年第2回菊池市議会臨時会

## 議事日程 第1号

平成18年5月26日(金曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第82号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第83号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)
- 議案第84号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第85号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 議案第86号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第87号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度菊池市一般会計補正予算)
- 一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 議案第88号 平成18年度菊池市一般会計補正予算  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第89号 平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について

-----

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第82号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度菊池市一般会計補正予算)

- 議案第 8 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
 (平成 1 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)
- 議案第 8 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
 (菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第 8 5 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
 (菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 議案第 8 6 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
 (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 8 7 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて  
 (平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算)

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 4 議案第 8 8 号 平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第 8 9 号 平成 1 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について

出席議員 ( 5 2 名 )

1 番 山 田 健 二 君  
 3 番 樋 口 正 博 君  
 4 番 二ノ文 伸 元 君  
 5 番 川 口 良 郎 君  
 6 番 中 山 繁 雄 君  
 7 番 水 上 博 司 君  
 8 番 岩 根 孝 明 君  
 9 番 三 池 健 治 君  
 1 0 番 清 水 昭 栄 君  
 1 1 番 怒留湯 健 蓉 さん  
 1 2 番 坂 本 昭 信 君  
 1 3 番 安 武 俊 右 君  
 1 4 番 森 誠 雄 君  
 1 5 番 隈 部 忠 宗 君  
 1 6 番 工 藤 春 雄 君

17番	奈田臣也君
18番	葛原勇次郎君
20番	木下雄二君
21番	福川幸子さん
22番	坂井正次君
23番	森隆博君
24番	山瀬義也君
25番	本田憲一君
26番	栗原康敏君
27番	渡邊康雄君
28番	栃原茂樹君
29番	青木積君
30番	坂田公弘君
31番	野口和夫君
32番	牧野洋一君
33番	松本登君
34番	森俊二君
35番	中原泉君
36番	松本隆幸君
38番	石本利治君
39番	上田巖君
42番	中山和幸君
43番	工藤恭一君
44番	木村末弘君
45番	岩下満州子さん
46番	笠愛一郎君
48番	出口サチコさん
50番	境和則君
51番	森田精一君
52番	福島利徳君
53番	工藤道昭君
54番	甲斐健彦君
55番	北田彰君
56番	外村國敏君

57番 久川 知一 君  
58番 徳永 隆義 君  
59番 横田 輝雄 君

---

欠席議員（7名）

2番 倉本 義雄 君  
19番 河島 秀逸 君  
37番 坂本 正弘 君  
40番 水元 征雄 君  
41番 東 政孝 君  
47番 中原 繁 君  
49番 荒木 建令 君

---

説明のため出席した者

市長	福村 三男 君
助役	村上 建二 君
収入役	高本 信男 君
総務部長	緒方 希八郎 君
企画部長	村山 隆 君
市民部長	木下 儀郎 君
経済部長	岡崎 俊裕 君
建設部長	石原 公久 君
七城総合支所長	平野 國臣 君
旭志総合支所長	稲葉 公博 君
泗水総合支所長	上林 正章 君
市民部総括審議員	大場 美範 君
企画部首席審議員	鳥井 修 君
財政課長	川上 憲誠 君
教育長	田中 忠彦 君
教育次長	山口 正司 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中村 鉄男 君
水道局長	後藤 定 君
監査委員事務局長	田島 伸正 君

農業委員会事務局長

五 島 千 秋 様

-----  
事務局職員出席者

事 務 局 長

樋 口 昭 彦 君

議 事 課 長

春 木 義 臣 君

議事課長補佐

城 主 一 君

議 事 係 主 事

本 田 昇 君

午前10時04分 開会

-----  
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は52名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回菊池市議会臨時会を開会します。

-----  
議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告を行います。去る4月4日に第229回熊本県市議会議長会が上天草市で開催されました。新市の「合志市」「天草市」の紹介の後、会務報告及び九州市議会の提出議案に、人吉市提出の「林業活性化について」、荒尾市提出の「自治体病院の医師確保対策について」、会長市・宇城市提出の「中九州地域の交通網の整備促進について」を全員一致で採択しました。また意見交換では、県下市議会議長会日程等について協議して閉会しました。

4月20日に第81回九州市議会議長会定期総会が沖縄県那覇市で開催されました。会務報告・各県からの提出議案並びに今後の開催等について協議して閉会しました。

また、監査委員から平成18年3月及び4月分の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。なお、詳細については事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----  
午前10時06分 開議

議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、安武俊右君及び森 誠雄君を指名します。

-----  
日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

ここで暫時休憩して、ただちに全員協議会を大会議室で行います。

-----  
休憩 午前10時07分

開議 午前10時33分  
-----

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第3 議案第82号から議案第87号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決  
議長（北田 彰君） 日程第3、議案第82号から議案第87号までの6議案についてを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成18年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。議員の皆様には、昨年3月の新菊池市発足以来、新市政の執行、いわゆる新しいまちづくりのスタートという大変重要な時期に住民の代表として格別のご指導、ご協力をいただきましたこと、大変ありがたく、心からお礼を申し上げます。去る5月21日の選挙によりまして、ご勇退される議員の皆様、また引き続き市民のご付託に応え、めでたくご当選の栄位を得られました皆様、厳しい財政状況の中ではございますが、合併のメリットを最大限に生かし、本市総合計画に従って、農林業を始め福祉、教育、観光、地域づくりなどの事業を積極的に進めてまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程をされました議案並びに提案する議案についてご説明を申し上げます。

議案第82号から議案第87号の6議案は、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第88号、平成18年度菊池市一般会計補正予算は、先ほどご説明申しあげ

ました菊池市リバーサイドパーク温泉交流館、七城温泉ドームとっておりますけれども、この改修に係る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額に5,356万円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億8,485万2,000円とするものでございます。

議案第89号、平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算は、平成17年度の同特別会計におきまして歳入が歳出に対して不足する額2億2,547万2,000円を地方自治法施行令の規定に基づき、平成18年度予算より繰上充用するための補正でございます。

このほか、専決処分の報告1件をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましてはこれらの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案第82号から議案第87号までを一括して説明いたします。なお、議案第82号から議案第87号までにつきましては、専決処分の報告及び承認を求めるもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案の1ページをお願いします。

議案第82号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。開けていただきまして、専決第3号、専決処分書でございます。平成17年度菊池市一般会計補正予算（第8号）を説明いたします。4ページをお願いいたします。平成17年度菊池市一般会計補正予算（第8号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,251万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億3,943万円とするものでございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。

12ページをお願いします。歳入でございます。款14国庫支出金、目10災害復旧費国庫補助金334万円の減額補正は、林業施設災害復旧費補助金の事業確定によるものでございます。款19繰越金、目1繰越金2億5,295万9,000円の補正は前年度繰越金で、今回の補正財源として充当するものでございます。款21市債、目2総務債320万円の増額補正から目10災害復旧費550万円の減額補正までは、それぞれ事業確定による補正でございます。

開けていただきまして、14ページでございます。歳出でございます。款2総務費、目9地域振興費、これにつきましては充当財源の変更に伴う補正でございます。款5農林水産業費、目6農地費761万円の補正は、平成16年度に着工しております福本富地区基盤整備事業に伴い、ほ場整備地内の農道及び市道薬師線をつなぐ道路用地並びに泗水幼稚園の駐車場用地として用地購入を計画し、地権者と交渉をしてみいりましたけれども、平成17年度中には地権者の同意が得られなかったために減額補正するものでございます。款5農林水産業費、目2林業振興費並びに款6商工費、目4観光費、款7土木費、目1道路橋梁総務費、目3道路橋梁新設改良費につきましては、充当財源の変更に伴う補正でございます。款7土木費、目1特別会計繰出金費2億8,012万9,000円の補正は、菊池市公共下水道事業におきまして終末処理場の建設場所の関係から建設費が高くなったこと、供用開始直後における有収水量が少なく、維持管理費を賄うべき使用料収入が不足したこと、さらには一般会計繰入金が一時期少なかったこと等によりまして、累積赤字を抱えることになりまして、総務大臣及び熊本県知事に対し、地方公営企業経営健全化計画を提出し、人件費の削減、水洗化の促進、未納対策、一般会計繰入、資本費平準化債の活用などを行い、経営改善に努めてきたところでございます。この内一般会計からの繰入金につきましては、経営安定化、すなわち累積赤字が解消するまで毎年5億円の繰り入れを行うこととしており、この計画に基づきまして、今回2億8,012万9,000円の補正をお願いし、平成17年度の公共下水道事業特別会計に対する繰出金合計を5億円とするものでございます。款7土木費、目2住宅建設費から最後の款10災害復旧費、目3単独災害復旧費までは、充当財源の変更に伴う補正でございます。

戻っていただきまして、7ページをお願いします。第2表繰越明許費補正で、菊池川水辺公園事業及び菊池公園整備事業の繰越明許費の額を変更後の金額とするものでございます。開けていただきまして、第3表、8ページになりますけれども、地方債の補正で事業確定に許ない起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額の合計を20億4,720万円とするものでございます。

以上、議案第82号の説明でございました。

次に、19ページをお願いします。議案第83号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、開けていただきまして、専決第4号、専決処分書でございます。平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を説明いたします。先ほど議案第83号の平成17年度一般会計補正予算で説明申し上げました公共下水道事業特別会計への繰出金に対する公共下水道事業特別会計の繰入金の合計を5億円とするものでございます。

22ページをお願いします。平成17年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,012万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億991万9,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。

26ページをお願いいたします。款5繰入金、目1一般会計繰入金2億8,012万9,000円の補正は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出の款3予備費、目1予備費2億8,012万9,000円の補正は、歳入予算の補正に伴い予備費で調整するものでございます。

以上、議案第83号の説明でございました。

29ページをお願いします。議案第84号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。開けていただきまして30ページ、専決第5号、専決処分書でございます。菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。国における障害者自立支援法の施行に伴いまして、熊本県重度心身障害者助成事業費補助金交付要領の一部改正により、本市の条例の一部を改正する必要が生じたので専決処分したものでございます。

右側の31ページ、第1条が自立支援医療の創設を踏まえ、障害者間の負担の公平性を確保するため、従来の各関係する法律で対応いたしておりました育成医療、進行性筋萎縮症者療養給付費が障害者自立支援法に統括されるものでございます。第2条が熊本県重度心身障害者医療費助成事業補助金の補助対象外経費としている精神通院医療に係る自己負担額を新たに加えるもの及び進行性筋萎縮症者療養等給付事業が療養介護に移行することに伴いまして、療養介護医療に係る自己負担額を補助対象経費とするもの、並びに障害児施設医療が創設されることに伴い、新たに熊本県重度心身障害者医療助成事業補助金の対象経費に加えるもので、開けていただきまして、附則で第1条関係につきましては平成18年4月1日から、第2条関係は平成18年10月1日から施行することといたしております。

以上が、議案第84号でございました。

続きまして、33ページをお願いします。右側でございますけれども、議案第85号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。開けていただきまして、専決第6号、専決処分書でございます。菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。今回、地方税法の一部改正する法律が平成18年3月31日に交付されたことに伴いまして、条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。条例の主な改正点でございますが、個人住民税関係、市民税関係でございますけれども、一つに国の三位一体の改革の一貫

としての国庫補助負担金改革の結果を受けまして、所得税から個人住民税への恒久措置として、概ね3兆円の本格的な税源移譲の決定に伴いまして、納税者の税負担が極力変わらないように配慮しつつ、市民税の税率を10%にフラット化するものでございます。2点目が、平成11年度より導入されておりました定率減税の廃止でございます。3点目が、地震災害に対する個人資産の保全を推進するため、現在の損害保険料控除制度を見直し、新たに地震保険料控除が創設されたものでございます。

次に、固定資産税関係でございますけれども、平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の税負担の調整措置に関して、課税標準額の法定上限を維持するとともに、条例による減額制度の適用期限が到来しましたことから、この減額制度をさらに継続するための改正でございます。2点目が災害に強い国づくりを推進するとの観点から、一定の耐震基準を満たさない住宅の自発的な改修を促進するために、1戸当たりの工事費が30万円以上の場合、その部分の固定資産税を2分の1に減額する制度が創設されました。

次に、市たばこ税の税率が本年7月1日より1,000本当たり321円引き上げることとなります。

以上が今回の主な改正でございますけれども、35ページから55ページまでの改正する条例であります。詳細につきましては別冊となっております新旧対照表により説明申し上げます。新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表の4ページをお願いします。第24条第2項は、市民税の非課税の範囲で加算額を改正するものでございまして、17万6,000円を16万8,000円とするものでございます。第31条関係は均等割の税率で、内容の改正はございませんが、条項の整理でございます。

以下、主な改正部分のみ説明いたしますけれども、説明を省略いたします部分につきましては、そのほとんどが地方税法の改正に伴います条項の整理及び文言の整理となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。右側の5ページでございますけれども、34条の2、これは所得控除でございまして、損害保険料を改組し、改めまして地震保険料控除を新設するものでございます。従来の損害保険料控除は一部経過措置を設けますけれども、原則廃止ということになります。34条の3でございますが、これは市民税の所得割の税率で、現行の3段階の税率から先ほど申しました一律6%の税率とするものでございます。

次に、右側の改正後の第34条の4、法人税割の税率につきましては、次のページの現行の左側になります。次のページの左側になりますけれども、34条の6であったものを条項の整理をするものでございます。

次に、同じく6ページの右側の第34条の6、調整控除でございます。これは、新たな制度ございまして、所得税と個人市民税の人的控除の差に基づく負担増を調整するために、個人市民税の減額措置を創設するものでございます。

7ページの下段をお願いいたします。53条の4、分離課税に係る所得割の税率でございますが、総合課税と同様に市民税の税率を一律6%とするものでございます。

開けていただきまして、8ページをお願いいたします。第95条がたばこ税の税率でございます。1,000本当たり2,743円を3,064円とするものですが、後ろの方になりますけれども、17ページを開けていただきたいと思っております。17ページ。17ページの下段から18ページにかけまして、附則第16条の2で税率の特例を設けておりまして、第1項が旧三級品以外のたばこ、第2項が三級品について、当分の間税率の特例を定めているところでございます。ちなみに、三級品のたばこといいますのは、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」、「バイオレット」の6種類をさしております。それ以外が旧三級品ということになります。

戻っていただきまして8ページの下段でございますけれども、附則についてご説明申し上げます。第5条が個人の市民税の所得割の非課税の範囲でございます。控除対象配偶者、または扶養親族を有する場合の加算額を現行の35万円から32万円とするものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。改正後の右側になりますけれども、7条の3でございますが、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。住宅ローン控除と言われているものでございます。住宅ローン減税による控除額が減少する納税者につきましては、新たに市民税の減額措置を講じるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。真ん中ほどの第11条の2でございますけれども、土地の価格の特例でございます。下落修正の特例期間を平成20年度までさらに延長するものです。これ以後、固定資産税関係につきましては多くの部分が先ほど申しました条項及び文言の整理と特例期間の到来によりまして、さらにその期間を延長する措置を取るための改正が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。下段の下の方になりますけれども、16条の2が先ほど説明いたしましたたばこ税の税率の特例でございます。26ページの右側をお願いいたします。第20条の4が条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例でございます。日本国は多くの国との間で租税条約を結んでおりますけれども、相手国との課税上の取扱いの異なる利子や配当につきましては、今回市民税の課税につきまして条件整備をしたものでございます。

以上が、議案第 8 5 号、専決処分第 6 号の説明でございました。

次に、議案に戻っていただきまして 5 7 ページをお願いします。議案の 5 7 ページでございますけれども、議案第 8 6 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。開けていただきまして 5 8 ページ、専決第 7 号、専決処分書でございます。菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申しあげます。条例の主な改正点でございますけれども、まず 1 点が介護納付金に要する費用に充てるため賦課しております介護納付金賦課額の限度額を 8 万円から 9 万円に引き上げるものでございます。2 点目が、保険税の所得割の算定につきまして、1 つ公的年金等控除の見直しに係ります激変緩和措置を講じるものでございます。2 つが、老年者控除の廃止に伴いまして、これも激変緩和策といたしまして適用要件を満たしている人につきましては、平成 1 8 年度、1 9 年度に経過措置を設けるものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げますので、新旧対照表の方をご覧いただきたいというふうに思います。新旧対照表の 3 2 ページをお願いします。第 2 条第 2 項は、内容の改正はございませんけれども、現行の政令で定める額という表現から金額を明示したものでございます。同条第 3 項が介護納付金課税額の限度額を現行の政令で定める額、これは 8 万円でございますけれども、8 万円から金額として 9 万円と明示したもので 9 万円になるものでございます。第 1 3 条第 1 項が介護納付金課税額の限度額を、これも 8 万円から 9 万円とするものでございます。3 2 ページの下段の方でございますけれども、附則第 1 0 項から、3 3 ページ右側の第 1 3 項までは新たに条項を追加するものでございまして、改正後の第 1 0 項と第 1 1 項が平成 1 8 年度分並びに平成 1 9 年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額特例でございまして、平成 1 7 年 1 月 1 日現在で 6 5 歳以上の人で公的年金等の所得のある人につきましては、控除の見直しに伴う軽減判定基準の激変緩和措置を講じられたものでございます。平成 1 8 年度分につきましては、控除額が 1 5 万円に 1 3 万円を上乗せして 2 8 万円とし、平成 1 9 年度分につきましては 7 万円を上乗せし、2 2 万円とする経過措置が設けられたものでございます。第 1 2 項と第 1 3 項が平成 1 8 年度分及び平成 1 9 年度分の所得割額の算定の特例で、新たに公的年金所得額から平成 1 8 年度分が 1 3 万円を、また平成 1 9 年度分が 7 万円を控除した額に率を掛けて得た額とする特例措置でございます。3 4 ページ、右側をお願いします。改正後の第 1 4 項、右側になりますけれども、3 4 ページの右側、改正後の第 1 4 項から 3 5 ページの第 2 1 項までにおきましては、地方税法の改正に伴う条項の整理でございます。改正後の第 2 2 条及び第 2 3 条が租税条約を結んでいる外国での利子及び配当等の課税について新たに特段の措置が講じられた

ものでございます。

以上が、議案第86号、専決第7号の説明でございました。

議案に戻っていただきまして、63ページをお願いいたします。63ページ、議案第87号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。開けていただきまして64ページが専決第8号、専決処分書でございます。平成18年度菊池市一般会計補正予算についてご説明申しあげます。66ページをお願いいたします。平成18年度菊池市一般会計補正予算(第1号)でございます。先ほど全員協議会でご説明申しあげました七城温泉ドームの浴室上屋の木造部分が腐食し、落下する恐れがあり、事故防止の面からも早急な改修が必要なため、そのための実施設計委託料でございます。ここで先ほども申し上げました、全協で申し上げましたが、簡単に経過についてご説明を申し上げます。本年3月21日に温泉ドーム内浴室の洗い場周辺の天井が1枚はがれかけているのが確認され、その周辺の立ち入りを禁止したところでございます。翌日24日、3月24日、天井板が外れかかっている場所へ落下防止のネットを装着し、周辺の立ち入りをこれによって解除をいたしております。翌3月25日、天井板の外れかかっている場所とは別の場所に天井板の一部の落下が確認されたもので、その部分に落下防止ネットを装着いたしております。翌日3月26日、外れかかっている天井板、約1mの木片でございますけれども、落下防止ネット上に落下いたしております。3月27日に市長、社長でございます福村市長の方に状況報告を関係者であります七城総合支所、設計会社、工事施工会社及び七城振興公社で今後の対応策について協議をいたしております。その中で、3月30日に劣化状況調査を熊本県林業研究所指導所の方に依頼し、この調査結果におきまして、平成16年度のリニューアル工事における浴場木部防腐剤塗装の際、換気部に張られたシートのはがし忘れが発見され、それが原因で換気できない状態となり、ドーム内が高温多湿の環境とし、腐食を早めたことが推測されております。調査結果は次のとおりとなっております。水を含んでいる場合、割合でございますけれども、木材含水率が腐食しやすい20%以上と推測されております。換気小屋の腐食程度はかなり高いということであります。野地板の腐食は、上下で少々差がございますものの、全体的に及んでいるということでございます。構造材は部材断面上部の含水率が高く、一部腐食が見られているということでございます。

以上のような調査結果を踏まえ、早急な改修工事が必要との結論に達したものでございます。工事の概要といたしましては、梁を残し、屋根板の張り替え及び換気小屋の全面改修、屋根瓦を鋼板に変更する工事、天井の設置、なお天井材につきましては防水効果の高いものを検討してまいります。また、大型換気扇の設置を考え

てあります。

以上、経過を説明いたしました。今回のこのような緊急的な補正をお願いしたのは、県の林業研究指導所の報告にもございましたように、換気小屋の腐食の程度が高く、落下の危険性があるために、仮に落下した場合は現在の応急的な防護ネットでは落下物を支えることは不可能でございますので、また台風等の時期になりますので、その影響を考慮すると早急な対応が必要ということでもあります。

それでは、66ページの議案に戻りまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ329万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億3,029万2,000円とするものでございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。72ページをお願いいたします。款19繰越金、目1繰越金329万2,000円の補正は、今回の補正財源として充てるものでございます。

次に、下段の方でございますが歳出でございます。款6商工費、目4観光費329万2,000円の補正は、改修のための実施設計委託料でございます。

以上、議案第87号、専決第8号の説明でございました。

これで、議案第82号から議案第87号までの6議案につきまして、一括してご説明申しあげました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います、質疑はありませんか。

甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） ただいまの報告に質疑を行います。

専決処分ということでございますけれども、市民にとってどういう影響があるのか、この辺がですね、我々としてはやっぱり検討すべき問題だというふうに思うんです。それで、議案の84号の重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正、さらには菊池市税賦課徴収条例の一部改正条例、そしてもう1つは国民健康保険税条例の一部改正条例ですね。これらについて、縷々ご説明ありましたけれども、これだけの内容をですね、にわかに理解することは到底不可能ですよ。したがって私がお聞きしたいのは、これらの改正に伴って市民にどういう影響がもたらされるのか。負担が増えるか、あるいは負担が減るのか。その辺についてですね、簡潔で結構です。お答えを願いたい。もし市民にそういう影響を及ぼすような条例の改正であるならば、なぜ専決でおやりになるのか。きちんと議会で審議を経た上で決を採るということになさらないのか。5月という期限があるというふうにも思いますけれども、それらについてお答えを願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 1点目の市民に対してどういう影響があるかということでございますけれども、今回の地方税法の改正は、基本的には所得税から個人住民税への税源移譲という、先ほど申しました3兆円の税源移譲に伴いまして改正が主なものでございまして、ただその結果といたしましては、基本的には所得税の税率が下がって市民税の税率が上がるということで、いわゆる急激な負担増をしないための配慮がなされているということで、急激な負担増はないということでございますが、いろんな控除関係が廃止になっておりますので、その分につきましては住民の方に対して負担をお願いするということになるかと思えます。

また、専決でなされたかということでございますけれども、これは国の方が3月31日が交付ということで、本来ですと情報的に早く3月31日までに情報をいただければ3月議会でも概要的なものが説明できたのかなという思いがございまして、なかなか情報が入ってきませんで、議会に説明する機会がなかったということで、今回の専決処分になったものでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） 市税については簡単なお説明ありましたが、重度身障者に対する助成の問題についてはどういう状況でしょうか。

それから、国民健康保険税条例の改正については、どういう影響がもたらされるでしょうか。とりわけ市税についてはですね、3兆円の税源移譲というけれども、市税の方はそれに伴ってやっぱり負担が増えるわけですね。3兆円の税源移譲に対してのきちんとしたやっぱり税源移譲がいくらあるのか。100税源移譲するか100こちらは上げますよとか、下げますよとか、そんならわかるけども、もう漠とした話でしょう。だからそれではね、我々としては信用できん、小泉も信用できん、市長も信用できん、こう言わざるを得ない。その辺について、再度ご説明をお願いしたい。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 先ほど重度心身障害者医療関係の条例改正に伴ってどのように変わるかということでございますが、基本的には負担は変わりませんで、その自立支援法が施行されたことによりまして整理でございまして、そのようなことでご理解をいただきたいというふうに思いますし、また国民健康保険税につきましても、税賦課徴収条例とリンクしている部分はかなりございまして、考え方といたし

ましては税源移譲に伴います改正でございます、いろんな軽減関係が今回控除関係も違いますし、軽減関係も変わってまいります、基本的には軽減を維持するための今回の条文改正でございますので、その辺もご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 甲斐健彦君。

[ 登壇 ]

（甲斐健彦君） 確認ですが、市税の条例改正については、例えば定率減税の廃止ですよね。これは、市民に負担をもたらすと、こういうことにならざるを得ないわけです。そういう点ではですね、やっぱり市民に負担をもたらす影響がかなり大きいというふうに私は思うわけで、その辺については議員の皆さんも慎重にご審査をお願いしたいと思います。答弁は要りません。

以上です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 8 2 号から議案第 8 7 号までの 6 議案は、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第 8 2 号、議案第 8 3 号、議案第 8 4 号、議案第 8 5 号、議案第 8 6 号、議案第 8 7 号、以上 6 議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。従って、以上の 6 議案については原案のとおり承認することに決定しました。

-----  
日程第 4 議案第 8 8 号 平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算

議長（北田 彰君） 次に、日程第 4、議案第 8 8 号 平成 1 8 年度菊池市一般会計

補正予算を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の75ページをお願いしたいと思います。議案第88号、平成18年度菊池市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。76ページをお願いします。今回の補正は、先ほど実施設計委託料の専決処分をお願いいたしましたが、七城温泉ドーム浴室上屋の改修工事に伴います設計監理業務委託料並びに工事請負費をお願いするものでございます。平成18年度菊池市一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,356万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億8,485万2,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明申し上げます。82ページをお願いします。

款19繰越金、目1繰越金5,356万円の補正は前年度繰越金で、今回の補正財源として充てるものでございます。

次に歳出でございますが、款6商工費、目4観光費5,356万円の補正は、温泉ドームの浴室上屋の木造部分の改修工事に伴います設計監理業務委託料156万円と工事請負費5,200万円でございます。

以上、議案第88号の説明でございました。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） それでは、ただいまの提案に対しましてお尋ねをいたします。

七城温泉ドームの改修工事についてであります。先の方で説明がございましたが、初めてお聞きして全容につきましては100%はわからないというような受け止め方をしております。そこで、確認の意味を含めましてお尋ねをいたします。

まず第一に、合併前に改修工事があったと聞き及んでおりましたが、あったのかどうか。もしあったとすれば、私が聞いた範囲では全館にわたる改修であったと聞き及んでおりましたので、結局換気部分の腐食の状況等々については見逃されていたのかなということだと思うわけでございますので、その辺につきまして、あったのか、ないか。あったということであれば、その辺のところの見解をお願いしたいと思います。

また、先ほどの説明によりますと、これは屋根の換気部分ですね、補正額5,356万円です。全面改修と、もうそれが全体であるということを受け止めていいのかどうか。それから、換気部分の瑕疵を請負者の方が認めておられると、確か説明があ

ったと思います。どのような部分を瑕疵と認められておるのか。その瑕疵が直接の原因で今回の5,356万円の改修工事となったというふうに思うわけでございます。ということは、先ほどの全協での説明の中で、弁護士と相談をするという、確かそういう説明があったと思いますが、ということは請負者の方の瑕疵の受け止め方と執行部の瑕疵の受け止め方の相違があるというふうに受け止めますが、その辺について答弁をいただきたいと思います。

その点についてお尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、第1点目の平成16年度のリニューアル工事があったかどうかということだったと思いますけれども、それについては平成16年のリニューアル工事はあっております。全面的に改修されておりました、工事名が平成16年度七城温泉ドーム改修工事ということで、平成17年度まで繰り越された事業でございます。工事請負費が1億5,929万円でございます。工事の内容といたしましては、建築本体の工事、浴室タイルの貼り替えとか、御影石の磨きとか、サウナ室のガラス取り替え、床板の張り替え、大広間のスライディングウォールの取り替えとか、いろんな建築本体の工事と厨房関係の増築が101.47㎡あっております。また、待合室コーナーの増築も56.07㎡あっております、それ以外に電気設備、機械設備、水風呂冷却装置等の改修がなされておりました、それ以外に造園工事、露天、歩行浴設備ということで、総額の1億5,929万円ということでございます。そのうち今回の工事は上屋木材保護塗り替えという形の工事の種類でございます。その部分の工事費は直接工事費で116万円程度でございまして、全体の、リバーサイドパークの全体の工事が1億5,900万円でございます、その部分につきましては工事費的には116万円程度の直接工事ということでございます。

次に2点目でございますが、今回の工事でございますけれども、それにつきましては先ほど全協でご説明申し上げましたように、上屋の換気部分の全面改装でございます。ただ梁の部分が少し腐食が少なく、梁については使用可能な部分についてはそれは使用するということでございまして、そういうことでございます。

また、弁護士に相談するという3点目で、弁護士について施工業者と、いわゆる瑕疵を認めております西田建設設計と株式会社緒方建設との市の見解が違うかということでございますが、今回の弁護士に相談しましたのは、緊急的にこういうことを利用者の方の安全第一ということから、どういう措置をすればまず取りかかれればいいのかという相談と、当然瑕疵の問題がございまして関係で、瑕疵について今後ど

う対応していくかという相談を申し上げたところでございますが、それにつきましては時間的な余裕がございませんで、まだ今のところ、その瑕疵についての回答あたりはまだ全然出ていないというような状況でございます。また、瑕疵の受け止め方ということでございます、業者の瑕疵の受け止め方ということでございましたが、それにつきましては先ほど全協でもご説明いたしましたように、緒方建設と西田建設設計につきましては、養生シートのはがし忘れによる瑕疵を認め、その瑕疵に係る分については契約約款に基づき誠意を持って対応するという旨の文書をいただいておりますので、現在のところはその部分で瑕疵を認めているということで、今後は市としてはその瑕疵割合がどういう割合になるかというのを弁護士等と相談しながら対応していくというような状況になるかと思えます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） ただいまの答弁によりますと、平成16から17にかけて、全館に及ぶ改修工事がなされたということでございます。約1億5,000万円ということであったようでございます。それとその内容の説明もありましたが、全館に及んでおりますが、このいわゆる換気部分についてもある程度なされておるといふ状況のようでございます。これはもう終わったことでございますので、そういう状況にあるということで受け止めざるを得ないと思うところでありますが、結果がこのような改修工事が必要になったということのその直接の原因が、いわゆる防水シートですか、それをはがし忘れていたということであったようでございますが、そんな短期間の中でですね、短期間でそれだけ、先ほど全協での説明ありましたように、腐食が進むのかどうか、ちょっと疑問に思うところでございます。そういうことで、先ほどちょっと申し上げましたが、瑕疵の受け止め方というのがですね、ただ確かに請負者の方も認めておられるということについてはいいわけではありますが、ただシートを剥ぐのを忘れていたということのみのその瑕疵の状況なのかどうか。あるいは、そのことが原因で今回5,300万円何某の請負工事が必要になるということでもありますので、その辺のところにつきましてはですね、今の答弁ではですね、これは皆さん納得できないんじゃないでしょうか。ということは、やはりそれは直接の原因、あるいは改修工事に遡るといふことはこれはどうかと思うわけでございますが、いずれにしても瑕疵が総額に及ぶ、改修工事費総額に及ぶということですね、これは執行部として対応をしていただきたいと、そのように思います。

以上です。お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 腐食の度合いでございますが、これは平成16年度の工事の、当然その工種の中に浴室上屋部分の塗装が入っております、先ほど申しましたように。その時点で梁の部分と野地板等が腐食が見られると。ただすぐ危険になるような状態ではないけれども、その腐食は進んでいるという報告は受けています。それで、その後、いわゆるシート剥ぎの忘れというのが原因でということになるかと思いますが、この件につきましても弁護士に4月25日だったと思いますけれども、弁護士の方にご相談申し上げたときに、瑕疵についてという当然質問をしたわけですが、それについては16年度のリニューアル工事のときの塗装工事、いわゆる防水のための防風のための、腐らないようにするための工事で、そのために行った工事で、逆にシールを貼っているのをはがし忘れたということは、返って腐食を防止するのを逆効果だったということからしますと、非常に重大な瑕疵があるということの弁護士の見解、今時点ではいただいておりますけれども、ただそれが全面とか、どれくらいかというのは、今までの経緯を見なければ、今までの当初からの分を精査した上でしなければということのただし書き的な意見をいただいておりますので、現時点ではそのはがし忘れというのは重大な瑕疵にあたること、これに起因していることは間違いないということの菊池市の顧問弁護士の方のご意見でございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 松本 登君。

[ 登壇 ]

（松本 登君） 防風シートの剥がし忘れが直接の原因と今は執行部としてはお考えになっておるようでございますが、これは見解の分かれるところであろうと思います。ということで、弁護士との相談が続いているということのようでございますので、先ほど申し上げましたが、あくまでもですね、そのことが原因であるということとを前提として改修工事費のですね、全てにわたっての瑕疵と、瑕疵行為という形でのですね、取り組みをぜひ進めていただきたいと、そのようにお願いをしておきます。

終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） ただいま松本議員さんがご質疑をされました平成18年度の菊池市一般会計補正予算の中で、七城温泉ドームの件につきまして質疑をさせていただきます。

ます。今、ご質疑があった中で聞いてて大体がわかってきたわけですが、まず1点目といたしまして、平成16年度に七城町で改修工事をやる時には、営業をやるについて支障がないという判断の上で恐らく塗装だけということでおやりになったんだろうというふうに推測しますけれども、それによろしゅうございますか。もしそこで腐食していれば当然改修という話が出たというふうに私は記憶をしております。それ1点、お答え下さい。

それから2点目ですが、原因は先ほどからお話がありますとおり、屋根板に対する塗装、いわゆるそれに伴います換気口へのシートを張ったのを忘れたということであろうというふうに思います。2年間において恐らく腐食が急ピッチで進んでいって、このような状態になったということだろうというふうに思いますから、最終的に竣工検査の義務というものもあるだろうと思っております。これによって、瑕疵担保の割合というものが恐らく決められてくるんじゃないかなというふうに思いますが、まず2点目といたしまして、当然営業はできません。これに伴いまして、再営業ができるまでの営業損害金、推定で結構です。当然これはもうお考えになっているはずですからお答え下さい。それから工事、それから先ほどの実施設計を含めて約5,600万円、これ必要でありますから、これを足していただいて。その他にこれに絡む費用が必要であれば、その総額を教えてくださいというふうに思います。

それから3点目といたしまして、弁護士さんとまだ相談をしていないというお話でありましたが、竣工検査の問題です。行政で完了しますと竣工検査をやるという義務があるというふうに私は記憶をしておりますが、どういう態勢で竣工検査をやられたのか、この点について、またご答弁をお願いします。単純にシートを剥がしておればこういう急ピッチで腐食が進むということは想像できません。単純なミスだと私は思っておりますので、その竣工検査のやられた態勢というものについてご答弁をお願いしたい。この3点についてお願いをいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 1点目でございますが、先ほど申しましたように16年度の工事のときに、全体的には1ヵ月間ほど営業を停止いたしておりますけれども、その中で塗装をする場合に、当然その腐食の状況が確認されておりますし、先ほど申しましたようにすぐにどうなるということではないということで、近い将来にはやっぱり改修が必要であるというふうな見解だったとお聞きいたしております。そういうことからして、この屋根の腐食に対する休業というのはその当時考えられなかったということでございます。

また、2点目の市の責任という観点からだと思いますが、当然市は竣工検査をいたします。竣工検査をした上で、最終的には工事が終結するわけでございますが、その竣工検査の段階でこの剥がし忘れを見落とししたといいますか、状況的に高い部分でございます、当然足場を組んでおりますので、足場を組んだままでは早く取り外さないと営業ができないということもありまして、竣工検査のときには足場がなかったということで、その辺の確認ができなかったという部分がございますが、いずれにしても市といたしまして竣工検査という検査の過程を踏むわけでございますので、そのように市の方の責任も当然、瑕疵があったということになるかと思えます。

また、営業損失につきましては、今のところこの平成16年のリニューアルのときに1ヵ月程度営業が中止いたしておりますけれども、浴室関係のみでございます、宿泊等には影響はございませんが、2,000万円弱というような形になるかと思えますが、今回の件につきましてはどれぐらいかというのは現時点ではまだ試算をいたしておりません。と言いますのは、緊急でございました関係でそこまで、話には当然行っておりますが、額までには到達してないということでございます。また、竣工検査の状況でございますが、当然工事施工者、それと市の担当者、その当時七城総合支所の担当職員でございますが、当然あらゆる部分を検査しながらということでございますので、当然この剥がし忘れというのはその時点でも、また工事竣工写真上でもやっぱり確認しなければならなかったということの瑕疵は市としてはあるということでございますが、そういう形で検査は当然、通常のようにしている。ただしその部分で確認を見落とししたという部分は、当然市としての責任もあるというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 川口良郎君。

[ 登壇 ]

（川口良郎君） この事件が起きたのが3月ということですよ。で、こういう案件でですね、一番最初にやはりお客さん相手でありますから、お客さんの安全というのは大事でしょうけど、次にやはり執行部として考えられるのが、これ責任がどれだけ来るのかと、損害がどれだけあるのかということは、当然試算しておかれるべきじゃないかなと、この議会に出されるときはですね、私はそのように思います。それと、当然今、総務部長がお答えになったときに、竣工検査というのはこちらに義務があるわけですから、それを怠った場合におけるいわゆる瑕疵担保の割合というのも、やはり弁護士等に行かれたときにお聞きになっとくのが本当じゃないのかなというふうに思うんですよ。ですから、我々何もわからないで、ただこれ認め

て下さいという話になっちゃいますから、当然やはりこれぐらいのことは、大体このくらい推定できるのではないかと、いうくらいお答えできるような準備はやはりしておかれるべきではないかというふうに、私は個人的に思っております。

それと、今竣工検査の問題をお話なさいましたが、竣工検査非常に難しい項目じゃないですよ、これただ上を見て上がってみりゃすぐわかることですよ。単純なミスですよ、これ。専門的な知識がいるわけでもない、誰が見てもわかりますよね。それやらなかったというだけの話でしょう。これですよ、今金額をおっしゃったが、2,000万円ぐらい営業損害金じゃないかという話あって、7,600万円ぐらいになりますけど、これですよ、例えば市が瑕疵担保責任が1割、2割、3割ありますよという話になったときにですたい、何千万円と払わなくちゃならない、これだけで。市の竣工検査、行政の竣工検査というのは大体どういう態勢になっているんだろうかなと不思議でたまらないんですけどね。恐らく職員の方々のモラルの問題、いわゆる業者を信用して間違いないだろうということ、見もされてないんじゃないかなという気がしているわけですよ。これはやっぱり今後ですね、竣工検査の態勢というのはきっちりやっていたかないと、こういう問題が出てきちゃうと、議会としても簡単にこういう問題を認めるというわけにはいかないんじゃないかなと私は気がしています。私、議員今度やめますので言う権利はありませんけど、どうかまた出られる先輩方々、この金額が大体損害金とか、いくらくらい算定されて、最終的に市の負担がどのぐらいくるのかということはですね、早急にやっぱり弁護士と相談していただいて、出していただかないと、私たちも住民に説明ができないんじゃないかなという気はしておりますけれども、ぜひともですね、お願いをしておきたいことは、竣工検査態勢というもの、これをもう一度見直していただきたいということが1つと、それと早く損害金だとか、負担割合とか、やはり弁護士の方針といものをきちっと相談をしていただいてやっていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） お断り申し上げますが、先ほど2,000万円程度ということで申し上げましたが、年間平均の損失予想額を試算はされております。2,000万円、温泉入場者数が1,800万円ということで、その他の部分の関連施設も当然入浴者が減ればという形の当然宿泊客もいるし、その周辺の利用も少なくなるということで、総額4,800万円程度を想定しております。入浴だけでありますと1,800万円ということで試算しておりますが、その影響の方が大きゅうございまして、3,000万円程度の影響があるのではないかと、1ヵ月でという

ことで、そういう損失額を出しておるところでございます。

それと、竣工検査の態勢でございますが、4市町村の竣工検査の態勢というのは、それぞれ担当部署も違いまして、それぞれ旧4市町村時代は違ったと思いますけれども、合併して、当然このような整備態勢は進めていきますし、こういうことがあってはならないというような整備態勢を、竣工検査の整備態勢をしまいいたいというふうに思います。

また弁護士の相談につきましても、早急にいろんな角度からご相談を申し上げながら、早くそういう、今、議員おっしゃられたようなことを含めて、見解等を含めて市の方の考え方を固めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいただきたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） 質疑をさせていただきます。

施工業者、竣工検査、今ほど川口議員おっしゃるとおりで、本当にちょっとびっくりするばかりなんです、加えて本日、社長である市長が今横においでです。通常、温泉の換気が効かないということは、私も温泉業を営む者ではっきり目に見えてわかる場所なんです。そういう意味では、やはり民間意識に欠けていると。そういう意味で、管理者についてももう少し民間意識を持って取り組む、そのことが大切ではないかと感じております。

1点ご質問なんですが、先ほど補修の内容をいろいろおっしゃいました。構造材、野地板は変えると、梁は補強をしてやるという話なんです、一般的に補強工事というのは、現在の強度を保つのがほとんど限界なんです。新品の梁のようにはいかない。その上に今度大型換気扇を乗っける、多分過重が200、300増えるでしょう。その中で、梁は若干の補強をして、その上に板を張って腐食を防ぐということなんです、今度は梁の状態が今度はわからなくなる。さらに過重がかかった中でもっとだめだよと、次だめだよというときは、また全面的に変えなきゃいけないということであれば、もう今の時点で梁も含めて全て変えると、それで安全を確保するとともに、逆に次の工事までのスパンを伸ばせば、またどうせ今回中途半端なことをやると、もう5年か6年先に、また同じ金額というか、これ以上の7,000万円、8,000万円という工事額が出てくるわけですから、そこら辺のところのことをお考えになってこの予算を出されたのか。また今回の予算で、その梁全体まで変えることが可能なのか。この1点だけ質疑をさせていただきます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 梁を使える分は使うということでございますが、これは先ほど申しましたように、林業研究指導所の方で十分検査した上で、全く利用しても可能であると、もう支障をきたさないという見解のあったものの梁については使うということで、もうそれ以外のものはやっぱり当然新しいものを使うということで、使用可能なものについて、全く支障がないものについてのみ使うということでございますので、基本的には強度は変わらないというふうな形で理解しております。また、当然換気扇が入りますので過重がかかりますけども、その代わり屋根を瓦から鋼板にということで過重を押さえるといいますが、そういうような形も考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[ 登壇 ]

（樋口正博君） そこら辺のところはお考えになっているみたいで、できるだけ、もうここまできたら後はお客様の安全を考える、そこが最大になると思いますので、様々なミスはミスとして認めながら、お客様の安全を確保するというを最優先に、できれば梁等も全てもう一式変えると、どっかだけが古くてどっかだけが新しいというやつじゃなくて、そこら辺のところも前向きに取り組んでやられた方が、後々また無駄なお金がかからないように、その工夫だけをお願いします。

答弁は結構です。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 私も温泉ドームに関する事で、重ならない部分を2、3確認をさせていただきたいと思います。温泉施設という特別な建造物において、換気口のシートの剥がし忘れなどという大変初歩的なミスを指摘せざるを得ませんし、また竣工検査の中のやっぱり責任を行政もあったという表明をされましたが、その辺のずさんさも指摘せざるを得ないと思います。しかし、的確な質疑の中でそれが明らかになりましたので、重ならない部分でちょっと確認をさせていただきます。

今後のその通常のメンテナンス態勢をどう取っていかれるのかですね。それから、換気口のシートのはがし忘れが決定的な原因であったというふうなご報告ですけれども、建造物そのもののその何て言いましょうか、設計そのものに問題はないのか。全体を見直すというおつもりがあるのか、ないのか。それから竣工検査が非常に4自治体差があって見落としがあったというようなご指摘でしたが、非常に重大な局面でありますので、その竣工検査の中にきちんと見極めのできるよう資格者を貼り付けるというような態勢を取っていかれるのかどうか。今後の対応として、そ

の3つをお聞かせいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 今後のメンテナンスの問題でございますが、これはこのようなことが起こらないためには、内部的には再度十分協議してまいって、このような形がないような形の最良のメンテナンスの方法を検討してまいりたいと思いますので、その時間をいただきたいと思いますというふうに思います。

また設計の見直しの考え方ということでございますが、基本的には木造の部分が設計がまずかったという部分の理解はいたしておりません。当然、その当時、当初は木造でも十分耐用年数を耐えるだけの構造であるし、強度であるということの下にいたしておりますので、今回このような形で腐食が早くなったというのは、当然剥がし忘れも一因ありますけれども、いろんな泉質の問題とかも含めて、それと営業時間等のいわゆる乾燥の時間が少ないという部分も含めて、いろんな条件が合い重なって腐食を早めた部分もございしますが、その第一位の原因としては、やはり剥がし忘れが原因であるということになるかと思えます。今後の設計につきましても、基本的には今申しましたような形で梁を替えたり、いろんな屋根の瓦を鋼板に替えたり、換気扇を付けたりということで、十分今後は対応できるというような形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。また竣工検査の態勢ということだろうと思えますが、本市には建築士が、1級建築士が2名職員としておりますので、そのような形の検査の強化といえますか、竣工検査の態勢強化というのを含めて、内部的に検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[ 登壇 ]

（怒留湯健蓉さん） 発覚してから大慌てするのではなくてですね、やっぱり公共施設における保守点検については、十分な体制で臨んでいただきたいと思いますことを要望して終わります。

議長（北田 彰君） 境 和則君。

[ 登壇 ]

（境 和則君） 議案第88号に対する質疑でございますけれども、大変的確な質疑ということで、私は温泉ドームの旧七城町出身ということで大変恐縮に存じますけれども、その原因は原因として、それぞれの議員さんが的確に議案に対して質疑されたことは謙虚に、また今後菊池市の執行部にあたっては実行していかなくやならん問題だろうと思えますけれども、この温泉ドームがやはりすごくこの新菊池市に

なっても大きな売りどころの面であることも事実でありますし、やはり人命に関わるということで、一刻も早くその発覚については対応は対応としながらも安全性、または集客の呼びどころということをぜひ皆さんの、ほかの議員さんにもご理解をいただきたいと思うわけですね。そしてまた、温泉ドームの経緯と経過を申せばですね、大変なこの5,200何十万円という経費がございますけれども、過去に至っては七城町において収益金の一部を一般会計に繰り入れたということで、非常にためになったのも事実でありますから、どうぞ議員の皆さんには、私賛成討論かもわかりませんがですね、ぜひご理解いただいてですね、公平で公正のいろんな指摘は指摘と受けますけれどもですね、やはり的確に人命第一と安全性において諸々を緩和していただいて、指摘は指摘としてやっていかれるかと思えますけれどもですね、ぜひ公平な判断と、質疑をお願いしとかなきゃちょっとおかしな雰囲気です。

〔「質疑とはちょっと違う」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

福島利徳君。質疑をして下さい。

〔登壇〕

（福島利徳君） 質疑をしろということで議長からの、私は質疑しにまいりました。要するにですね、先ほどから聞いておりましたけれども、温泉というのは何回も私も行きましたけども、下から上は見えません。見えんのを誰が見たのか。ビニールが張ってあるのを誰か見とるなら、早う誰が気が付いとるはずです。あそこの管理者は何ばしよったか。竣工検査も確かでしょう。しかし、管理者は何を今までやっておったのか。毎日給料もらいに来とったのか、管理をしに来とったのか、調べてみて下さい。

以上です。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） 当然、管理者は通常点検的なもので管理はいたしておりますが、やはり浴場上屋の部分といたしますが、なかなかこう湯煙という部分で曇りまして見えにくいという部分も否めないというのを報告受けております。そういう形で、通常点検にできる部分と、かなり専門的に、定期的にしなければならない部分が出てくるかというふうに思いますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） 福島議員の管理者は何をしよっとかという話でございまして、代表者としてご指摘、もっともなことだと思います。今回の事柄につきましては、経過について先ほどまで関係部長の方からご答弁しておりましたけれども、木質が腐敗して落下したということからこのことが発覚といいますが、発見をされまして、そしてまずやはり防護策をすることだと。それで直ちに営業を中止をしたかったところでございますが、数日間は営業を休ませていただきました。しかしながら、一応の安全の確保はできたということでございまして、再度営業開始をさせていただきます。原因につきましては、いろんな事柄が考えられますけれども、やっぱり当初の設計がどうだったのかといったこともちゃんと検証してくれということに係の方に申し上げておりましたけれども、やっぱり木材であって相当年数は、一応耐用年数としては10年以上は十分もつということで設計をされたということを知っております。しかしながら、当初の設計のときの要件として、温泉ドームの営業時間等について、これが当初与えられたものは確か11時間か何かだったかと聞いておりますが、今現在は21時間ぐらいやっていますかね。21時間30分営業をやっていると。設計の課題のときとちょっと内容が違っているような感じがいたします。それからもちろん、年中無休という状況でやっていますから、常に湿式のそのサウナの中に入っているような木材の状況にあったということかなと思います。それで、当初からやはりこの換気の問題にはちょっと注意をされたものだと思いますが、換気扇をさらに大きなやつに替えたりはされておったようでございますが、換気はすると言いましても、やっぱり入ってくる湯気が入ってくるわけですから、常に湯気の蒸気の中であって、蒸気が流れていっているという状況であったのではないのかなと、このように思います。それで、今回このようになりましたもので、なるべく1日も早く修理をやっていただかなければ、会社という立場におきましては、この後、雨季が来る、あるいは台風が近づいてくる、過日1号も来ましたけれども、なんとかそのような外的な要件によって被害がでないようにするためには早くやってほしいということを会社としては行政の方をお願いをしてきたところであります。そこで、先ほど営業に対する保障といいたしめようか、損害金というものがあるのかどうかということでもございまして、昨年、16年、17年にかかるリニューアルのときに約1,000万円ほど赤字が出ております。今回の場合は、試算は会社としてはおりますけれども、行政の方でいつからいつまで、どのぐらいの期間をこの工事のために必要とするかというのが明確になっておりません。ですから、いわゆるお客様が多い時期、特に8月とかといった時期とかですね、そういう時期にかかってくれば非常に売り上げが、あるいは収益が影響を受けやすい。また、雨季になってお客様が幾分少ないという時期であれば、売り上げ収

益に影響が少ないということでありまして、またその宿泊施設と浴場施設と併設されておりますから、浴場の方は使えなくともこの宿泊施設の方はなるべく行政に対して要求をしないでいいように、被害が少なく済むように、浴場を使わないで宿泊施設を使って、そして近隣の浴場の方にご利用を宿泊者にお願いと、そういったことも想定に入れながら試算を重ねてはあります。ただ会社の方としては、行政の方の工事工期がどのくらいになるかによって、その額が時期によっても違うということになっております。今後なるべく早くこの工事をひとつご了解いただきながら、発注させていただきながら、そのまずは人命と言われましたとおり、そういったことにならないようにしたいと思います。それで町村の合併という大変あわただしい中で16年から17年の3月までの間にいろんな諸工事について完成をしなきゃならないということで、慌ただしい中での仕事、工事であったのかなと思います。それでこういったことがありましたときに、どういう竣工検査になっているかということで、結局旧七城町にしかない資料なもんですから持ってこさせまして見ましたところ、竣工検査の写真の中に明確にこの、いわば換気口が確実にシールをされているということがわかっておりまして、これは検査の中でわかって、これを写真を、何枚ももちろんありますけれども、改めて見れば私が見てもわかるぐらいですから、係としてもわかっていなければならなかったことが、大変そういった慌ただしい中で写真の1枚を見過ごしておったということかなと。今、現地に行かれましても、その換気口が開いているのか、閉まっているのか、全く下からは見えない状態で、これを見るためには少なくとも数十万円の足場を組んで見なければならぬということで、そういったこともあって管理者、設計監理者、施工業者が最初これをはぎ取らなかったときに、その後見るときがなかなかできないということになってしまったのかなと思います。今後については、ご指摘のとおり、検査態勢ということにもっとこのようなことにならないように態勢をつくりながら進めさせていただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

議案第88号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第 88 号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

-----  
日程第 5 議案第 89 号 平成 18 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算

議長（北田 彰君） 日程第 5、議案第 89 号 平成 18 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の 85 ページをお願いします。議案第 89 号、平成 18 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算でございます。開けていただきまして、86 ページ。今回の補正は、平成 17 年度公共下水道事業特別会計の決算におきまして、歳入が歳出に対して不足をするため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てるものでございます。地方公共団体の予算は歳入歳出のバランスが取れているのが原則でございます。そして決算の段階で剰余金が生じた場合は翌年度に繰り越され、次年度予算に編入されることが一般的に財政が健全であると言えます。ところがこのような原則とは逆に、決算の結果、歳入が不足、いわゆる赤字の場合もございます。しかし決算を行う場合、赤字決算は認められておりませんので、その場合の方法といたしましては、翌年度の歳入を当該年度に繰り上げて赤字の補てんを行い決算することとなります。このように翌年度の歳入を当該年度に繰り上げすることを繰上充用といいますが、このことは地方自治法施行令第 166 条の 2 に会計年度経過後に至って、歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができることとされ、この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないと規定されております。その時期は 5 月 31 日に出納整理期間の閉鎖日までには新年度予算に計上することとなっております。現時点での平成 17 年度公共下水道事業特別会計決算の見込みでございますが、歳入見込み 11 億 6,462 万 9,000 円、歳出見込みで 13 億 9,010 万 1,000 円となっております。このま

までは決算することができませんので、地方自治法第166条の2の規定に基づき、不足額の2億2,547万2,000円を平成18年度歳入から平成17年度へ繰上充用するための補正をお願いするものでございます。

86ページの議案に戻りまして、補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,547万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,008万4,000円とするものでございます。事項別明細で説明いたします。

90ページでございます。款7諸収入、目3歳入欠陥補てん収入2億2,547万2,000円の補正は、歳入欠陥補てん収入でございます。

次に歳出です。款4前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金2億2,547万2,000円の補正は、前年度繰上充用金としての補てん金でございます。

以上、議案第89号の説明でございました。よろしく申し上げます。

議長(北田 彰君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第89号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第89号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

-----  
日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

議長(北田 彰君) 次に、日程第6、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[ 登壇 ]

総務部長（緒方希八郎君） 議案の93ページをお願いします。報告第3号、専決処分の報告について説明いたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

開けていただき、94ページ、専決第9号でございます。専決処分書でございます。市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成18年5月18日、菊池市長、福村三男。

専決処分の内容でございますが、提訴対象者5名は、市営住宅家賃の滞納が長期かつ多額に及んでおり、再三の督促、催告するにもかかわらず、納入もなく、また誠意ある行為も示さない悪質な滞納者でございます。このような滞納者を放置すれば、滞納家賃の増加を招くこととなりますので、今回の法的措置によりまして、滞納額の解消のため住宅明け渡し及び滞納家賃の支払いを求め、法的手段をお願いするものでございます。

1、当事者、原告菊池市代表者菊池市長、福村三男。被告につきましては、記載しています5名でございます。

2、事件の概要。被告らは次のとおり市営住宅の家賃を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、菊池市市営住宅管理条例第41条第1項に基づく建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものである。内容につきましては、記載いたしておりますとおりでございます。

請求の趣旨でございますが、被告らは原告に対し前期記載の建物を明け渡すこと。

2、被告らは全項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除日から全項記載の建物明け渡し済に至るまでの家賃相当の倍額を損害金として支払うこと。

3、仮執行宣言。

以上、報告第3号でございました。よろしくお申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。

報告第3号は、地方自治法第180条第2項の規定により、報告に留めます。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件は全部議了しました。

これをもちまして、平成18年第2回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

-----  
閉会 午後零時 11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 安 武 俊 右

菊池市議会議員 森 誠 雄

# 付 録

平成 1 8 年第 2 回臨時会付議事件一覧および審議結果表  
( 5 月 2 6 日議決 )

議 事	件 名	審議結果
議案第 8 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市一般会計補正予算)	原案承認
議案第 8 3 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)	原案承認
議案第 8 4 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部 を改正する条例)	原案承認
議案第 8 5 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第 8 6 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第 8 7 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算)	原案承認
議案第 8 8 号	平成 1 8 年度菊池市一般会計補正予算	原案可決
議案第 8 9 号	平成 1 8 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
報 告		
報告第 3 号	専決処分の報告について	原案報告